平成２９年（フ）第１１５９号
札幌市北区麻生町３丁目４番５号　コーポラスしらとりＡ－３号
債務者　木本　由秋
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１６８号
札幌市南区川沿６条４丁目３番20―101号
債務者　松原　保明
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２１８号
札幌市豊平区平岸４条13丁目５番４号　コーポラス北原３号
債務者　古川　達也
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４３号
北海道千歳市末広４丁目１番16号　２Ｆ
債務者　吉田　繁基
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４４号
北海道千歳市末広４丁目１番16号　２Ｆ
債務者　吉田　勢子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４７号
札幌市厚別区上野幌３条３丁目９番17号　コリーヌＡ－２
債務者　村市明日香
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２５０号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―204号
債務者　米村　奈美
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２５２号
北海道千歳市文京１丁目２番地の３　ウィング13―212号
債務者　西條　和子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８２号
札幌市白石区栄通13丁目４番13―205号
債務者　山崎　京子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８３号
札幌市南区澄川４条２丁目11番19号　ロワジール澄川205号
債務者　安達　千晶
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８５号
札幌市西区西野６条４丁目４番48号
債務者　丹尾さとみ（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８８号
札幌市東区北21条東16丁目４番６―101号
債務者　川上　信之
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０７号
北海道江別市文京台南町25番地の10　レオパレスソレーユⅠ203号室
債務者　大山　麻希
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１１号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番23―305号
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２２号
札幌市手稲区前田９条14丁目２番12―207号
債務者　川森　達也
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２７号
札幌市手稲区曙９条２丁目２番48号　あけぼのハイツＧ－１－１号
債務者　前谷　正子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３２号
札幌市東区北12条東９丁目１番２―1010号
債務者　柴﨑　誠吾
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３７号
札幌市中央区南９条西９丁目２番12号　鶴沼荘17号
債務者　細野　隆克
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部